

須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラストは、特撮文化の周知、推進に寄与し、または公益性が高いと認められる場合に使用できます。

このガイドは、須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラストを使用する皆様が、適切に申請、使用できるよう案内するものです。

申請にあたりましては、「須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用取扱要領」及び本使用ガイドを必ずお読みください。

なお、使用取扱要領及び使用ガイドは、必要に応じて随時改正されますので、最新版をご確認ください。

ロゴマーク及び各種イラストの使用には、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合を除き、必ず使用承認申請が必要です。必要に応じて著作権法もご確認ください。



須賀川特撮アーカイブセンター

住 所 〒962-0302

福島県須賀川市柱田字中地前 22 番地

電話番号 0248-94-5200

受付時間 9:00～17:00

休 館 日 火曜日（祝日の際は翌平日）、年末年始

須賀川特撮アーカイブセンター



須賀川市出身の円谷英二監督は、日本の特撮技術の礎を築き、「特撮の神様」とも称されています。

その卓越した技術は現在に至るまで受け継がれ、多くのクリエイターにより素晴らしい作品が生み出され続けています。

一方で、特撮にまつわる資料や撮影に使われたミニチュアなどの貴重なものが、破棄されたり散逸したりと危機的な状況に置かれています。

須賀川特撮アーカイブセンターは、貴重な特撮資料の収集、保存、修復及び調査研究を行い、それらの活動を通じて特撮文化を顕彰、推進し、後世に伝えていきます。

ロゴマーク及び各種イラスト使用までの流れ

1. 『事前の準備』

- ・「**須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用取扱要領**」、「**須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用ガイド**」を必ずご確認ください。
- ・ロゴマーク等のデザインの**一部のみ**を使用する場合、デザインを**変形・加工**する場合、デザインを他の図形や文字と**重ねて**使用する場合は、事前にご相談ください。



2. 『使用承認の申請』

- ・「**須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用承認申請書（第1号様式）**」をご提出ください。

※必要事項はすべてご記入ください。

※必ず実際にご使用になる具体的なデザイン案を添付してください。



3. 『承認申請可否の連絡』

- ・須賀川市で承認するか否かを判断し、ご通知いたします。

承認する場合

「**須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用承認通知書（第2号様式）**」をお送りします。承認内容に基づき、ロゴマーク等を使用ください。

承認しない場合

「**須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用不承認通知書（第3号様式）**」をお送りします。ロゴマーク等の使用はできません。



4. 『承認を受けた内容の変更』 ※詳しくはP15をご覧ください。

- ・使用承認内容を変更するときは、「**須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用承認変更申請書（第4号様式）**」をご提出ください。
- ・須賀川市で変更内容を確認し、「**須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用変更承認通知書（第5号様式）**」をお送りします。



5. 『使用後の手続き』

- ・ロゴマーク等を使用した完成品、提出が困難なものについては使用状況がわかる写真等を提出してください。

基本デザイン

キャラクターロゴ

須賀川
TOKUSATSU
ARCHIVES
CENTER
特撮アーカイブセンター

日本語ロゴ 横組み

須賀川 特撮アーカイブ
センター

日本語ロゴ 縦組み

須賀川
特撮
アーカイブ
センター

白黒

キャラクターロゴ

須賀川
TOKUSATSU
ARCHIVES
CENTER
特撮アーカイブセンター

日本語ロゴ 横組み

須賀川特撮アーカイブ
センター

日本語ロゴ 縦組み

須賀川
センター
特撮
アーカイブ

メインカラー

須賀川
TOKUSATSU
ARCHIVES
CENTER
特撮アーカイブセンター



プロセスカラー

RGB

DIC

C 35% + M 95% + Y 90%

R 166 + G 13 + B 25

DIC 2258



プロセスカラー

RGB

DIC

K 100%

R 0 + G 0 + B 0

DIC 582

カラー規定

〔背景薄い色の場合〕 フルカラー

須賀川
TOKUSATSU
ARCHIVES
CENTER
特撮アーカイブセンター

- フルカラーの印刷物で背景に十分な「淡さ」が確保された場合に使用

〔背景が濃い色の場合〕 フルカラー

須賀川
TOKUSATSU
ARCHIVES
CENTER
特撮アーカイブセンター

- フルカラーの印刷物で背景に十分な「濃さ」が確保された場合に使用

〔背景がロゴ色に近い場合〕 フルカラー

須賀川
TOKUSATSU
ARCHIVES
CENTER
特撮アーカイブセンター

- 背景色がロゴ赤色に近く、識別が難しい場合に使用

〔背景薄い色の場合〕 単色

須賀川
TOKUSATSU
ARCHIVES
CENTER
特撮アーカイブセンター

- 単色刷りの印刷物で背景に十分な「淡さ」が確保された場合に使用

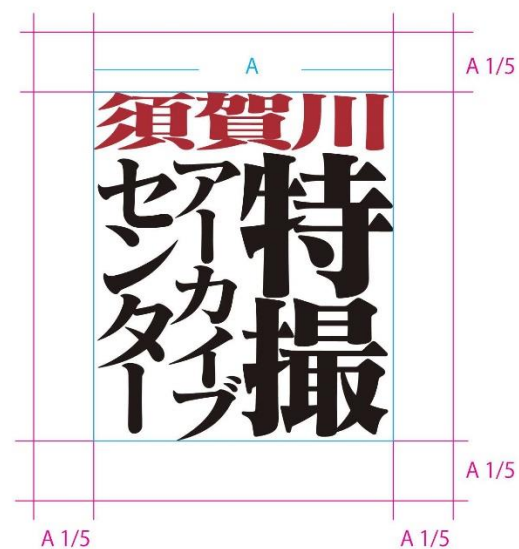
〔背景が濃い色の場合〕 単色

須賀川
TOKUSATSU
ARCHIVES
CENTER
特撮アーカイブセンター

- 単色刷りの印刷物で背景に十分な「濃さ」が確保された場合に使用

表示規定 ロゴマークの視認性、独立性を守るため保護エリアを設けております。エリア内に別要素が入らないようご使用ください。

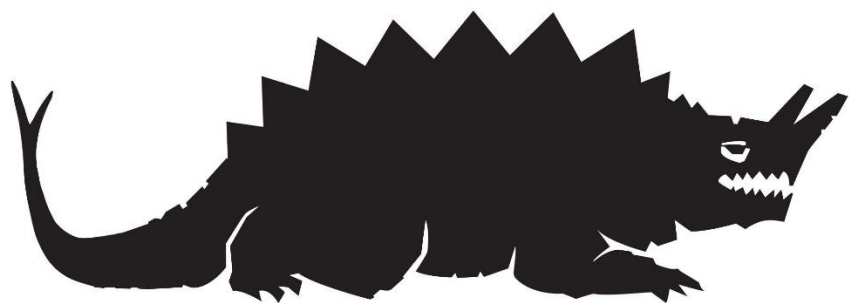
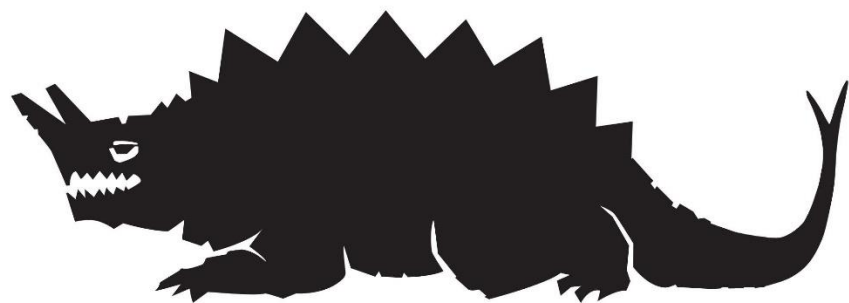
〔保護エリア〕 A 基準



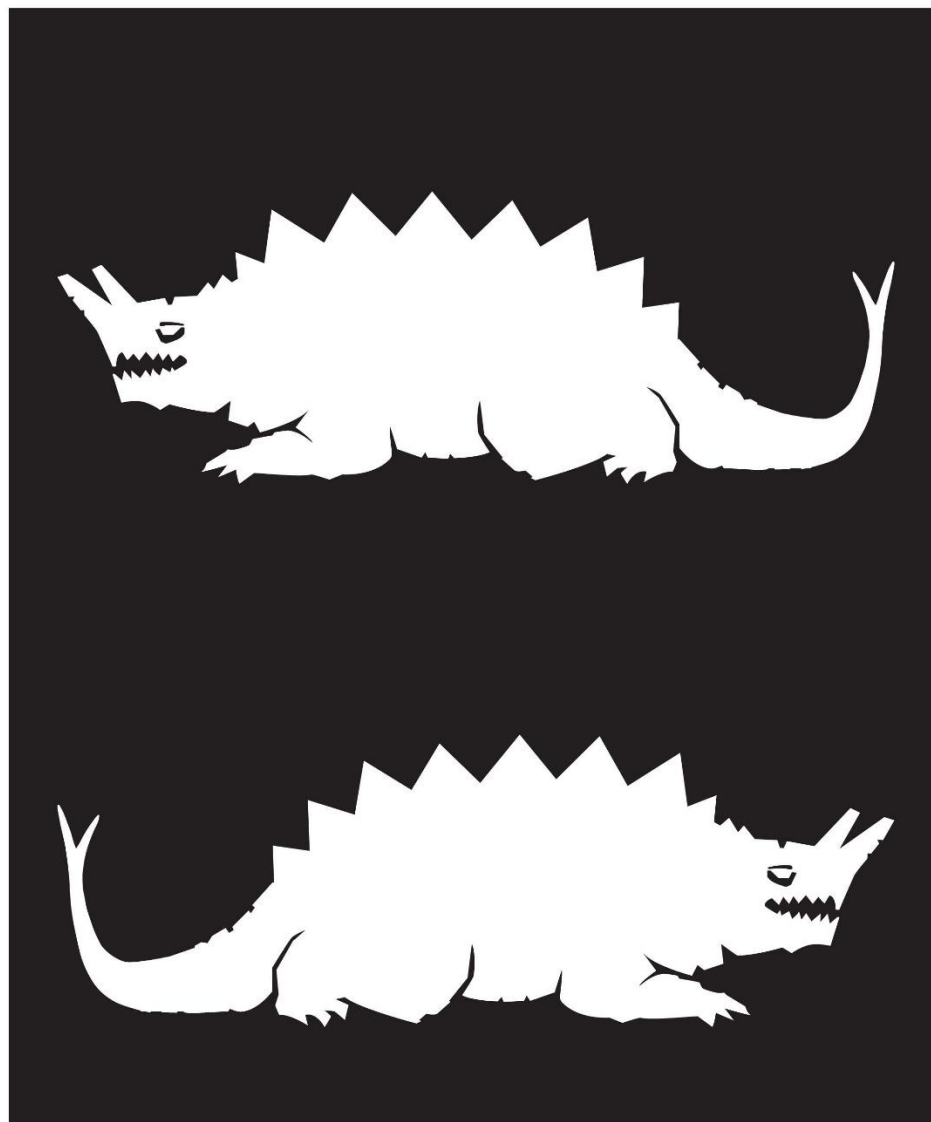
サイズ規定 ロゴマークの再現性を守るため。最小推奨サイズを設けております。



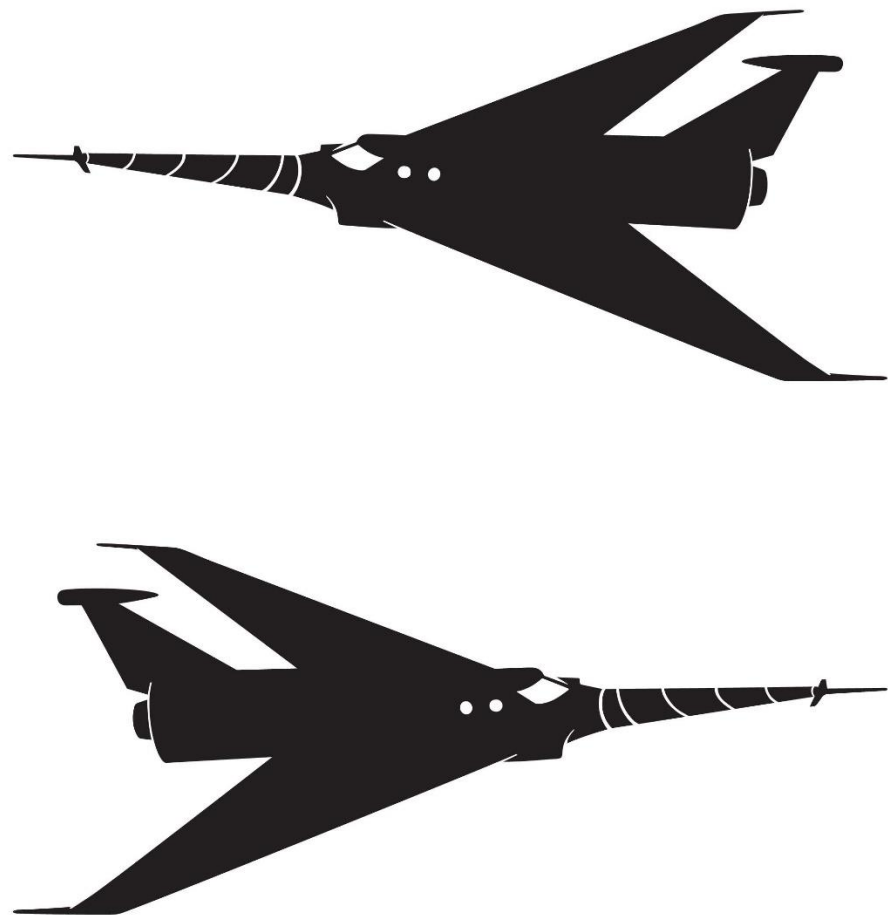
基本デザイン



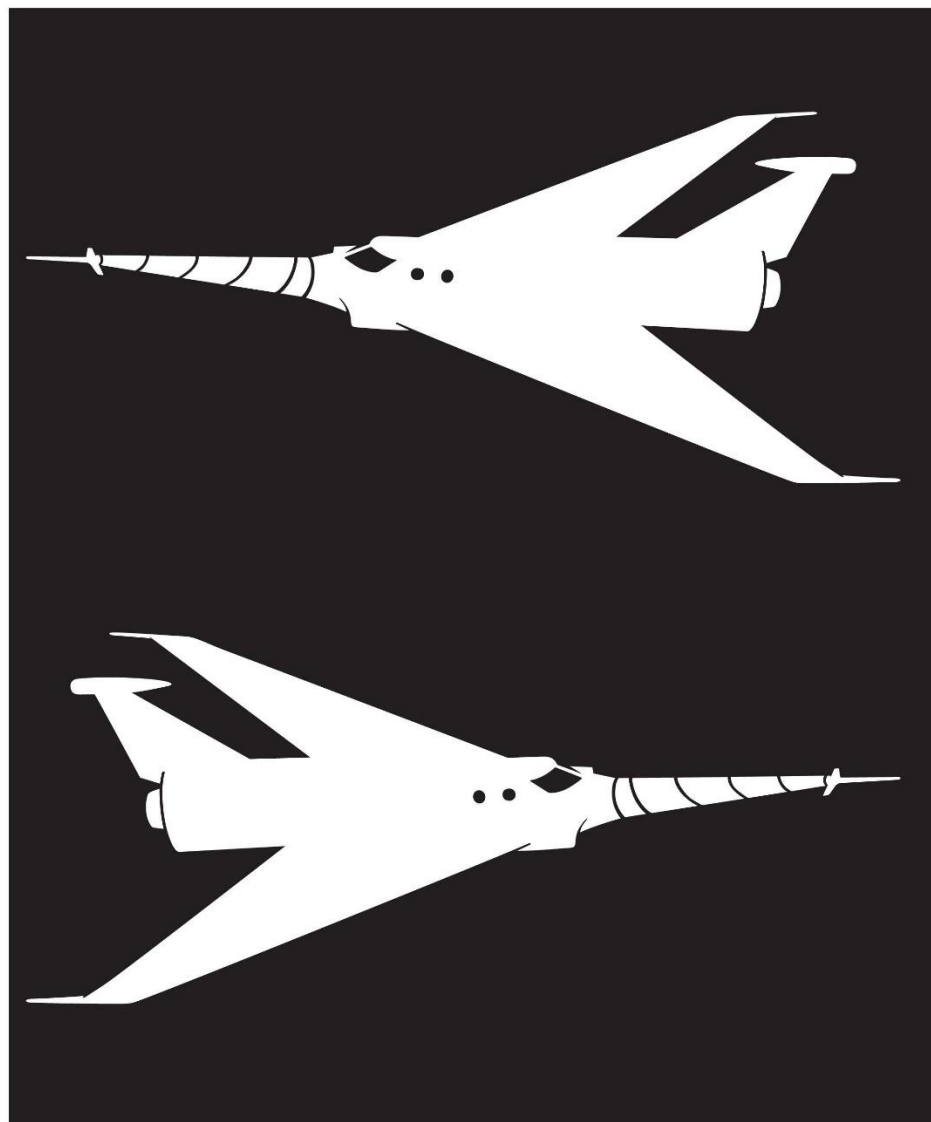
反対色 ※ 表情イメージが変わるため、白抜き反転は推奨しておりません。



基本デザイン



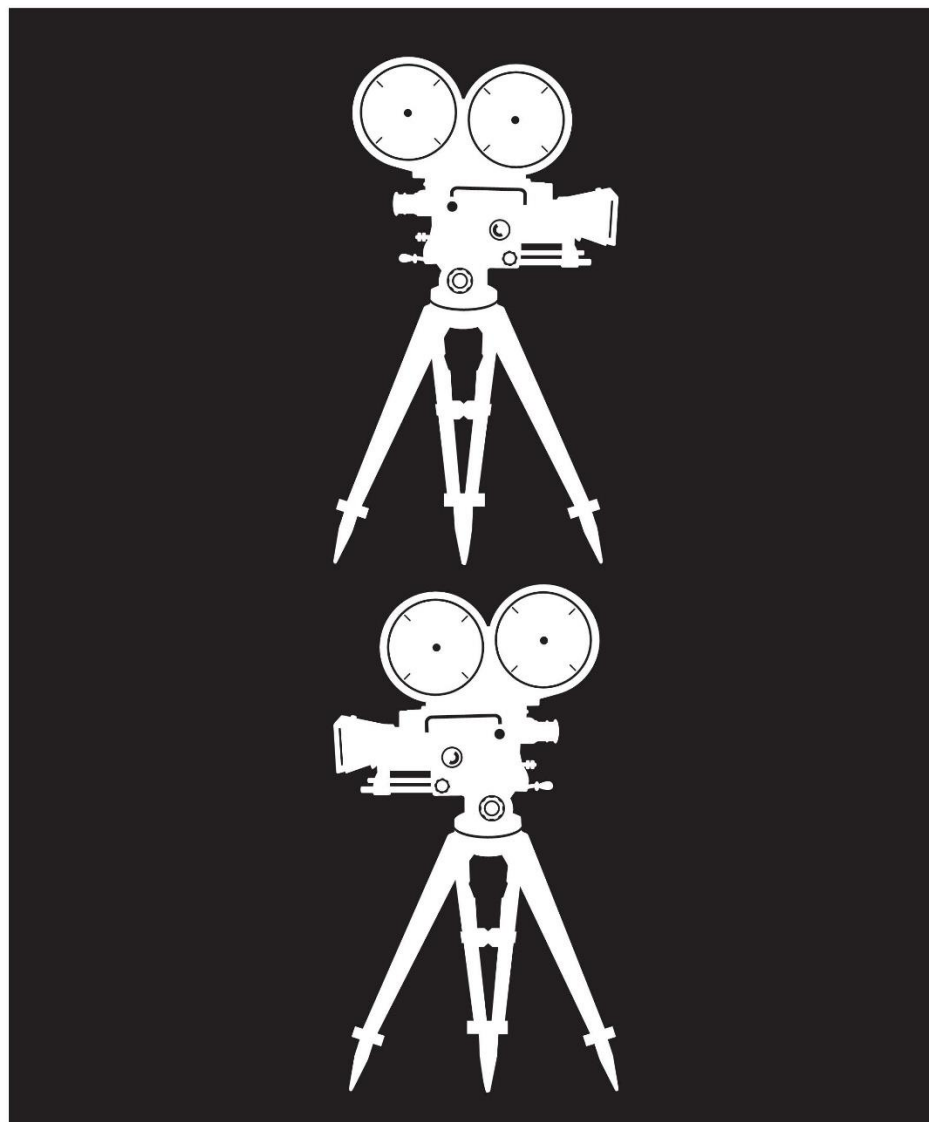
反対色



基本デザイン



反対色



使用にあたっての注意点

- ・必ず、須賀川市のPRや特撮文化の周知、推進につながる要素をいれてください。
特定の個人、団体、商品などのおすすめや紹介、説明、批判などをすることはできません。また、他にも使用できない場合がありますので、詳しくは使用取扱要領を確認ください。
- ・ロゴマークや各種イラストの使用には、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合を除き、必ず使用承認申請が必要です。
- ・承認申請は、使用内容毎に行ってください。また、承認は申請を受けた内容に限り使用を認めるもので、使用承認を受けていないものへは使用できません。
- ・申請時には、ロゴマークや各種イラストの使用方法がわかる完成見本等の提出が必要です。印刷物などの場合は、寸法等も確認できる具体的なデザインを提出してください。
使用後は、完成品サンプルを提出してください。提出が困難なものについては、使用状況がわかる写真等を提出してください。
- ・使用承認状況などについて、情報を公開することがあります。あらかじめご了承ください。



使用にあたっての注意点

- ・ロゴマークや各種イラストの使い方には、ルールや制限があります。このガイドに記載されていない事項については、ご相談ください。
- ・特に、各種イラストを使用した商品などでは、『須賀川特撮アーカイブセンター』、『スカキング』等と使用箇所に表示してください。また、その商品を宣伝や広告する際にも、明示をお願いいたします。
- ・ロゴマークや各種イラストの、縦横比率が変わる変形、角度の変更はできません。また、一部を省略することもできません。
- ・ロゴマークは指定色以外の色に変更はできません。各種イラストはシルエットですので、原則黒色（ロゴマーク指定色の黒に同じ）となります。
- ・各種イラストに特定のイメージ付けや性格付けを行わないでください。
ex 「親子設定」、「きゅうりが嫌い」などはしないでください。
- ・現在、デジタルコンテンツ（アプリ、スタンプ等）については、使用承認はしていません。

* 名称等の使用箇所への明示



* 縦横比率変更



* 角度の変更



* 一部省略



* 特定のイメージ付け



使用にあたっての注意点

- ・第三者に製造等を委託する場合は、使用承認を受けた方の責任において、承認を受けた個数以上の製造等が行われないよう、数量管理を徹底してください。
- ・原則として、食品（包装紙等を含む）へのロゴマーク等の使用は、須賀川市内で生産、製造されたもののみ認めています。
市外で製造された食品については、須賀川市内でのみ販売される場合を除き、使用を認めておりませんが、須賀川市のPR及び特撮文化の推進に十分に寄与すると判断される場合は、例外として認めることがあります。ご検討の方は、事前にご相談ください。
- ・消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、使用内容に応じて、販売者、製造者または制作者の名称と住所、電話番号等の連絡先等を明記してください。なお、関係法令に義務付けられた表示方法を遵守してください。
- ・食品等の場合は、必要項目に加え、以下に例示する注意書きをパッケージや商品説明書などに記載ください。
「この商品は、須賀川市から須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク等使用の承認を受けていますが、須賀川市、特撮アーカイブセンター及びロゴマーク等が、食品、原材料及び商品の安全性や質を保証するものではありません。」



変更申請手続きについて

既に受けた使用承認の内容を変更しようとするときは、変更申請が必要です。

- 例えば、
- ・ 使用デザインを変更したい
 - ・ 作成個数、価格等を変更したい
 - ・ 商品名を変更したい
 - ・ 使用する期間を延長したい など

⇒「**須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用承認変更申請書（別紙様式4）**」を作成し、ご提出ください。

- ・ 変更内容が確認できる書類を添付してください。
- ・ デザインを変更する場合は、新たなデザイン案を添付してください。
- ・ 必ず変更する内容で商品等を作成する前に申請してください。実施後の変更はできません。

使用する期間の延長について

既に受けた使用承認の期間の延長を希望する場合は、期間終了の2ヶ月まえから変更申請ができます。

なお、期間が終了した場合は、再度の新規申請をお願いいたします。



